

福島県PTA安全互助会からのご案内
(学校・PTA活動支援補償制度)
(国内旅行傷害保険包括契約)
(傷害保険普通保険約款 国内旅行傷害保険特約)

保 険 期 間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

[本制度について]

本制度は、各学校または単位PTAが加入申込者となり、福島県PTA連合会が保険契約者、活動支援者を被保険者として保険会社と締結する国内旅行傷害保険包括契約です。

本案内は制度の概要をお知らせしたものです。保険以外の内容や事務につきましては、福島県PTA安全互助会までお問い合わせください。また、保険の内容につきましては引受保険会社までお問い合わせください。

<お問い合わせ先> 福島県PTA安全互助会

TEL 024-545-5982

福島市黒岩字田部屋53-5

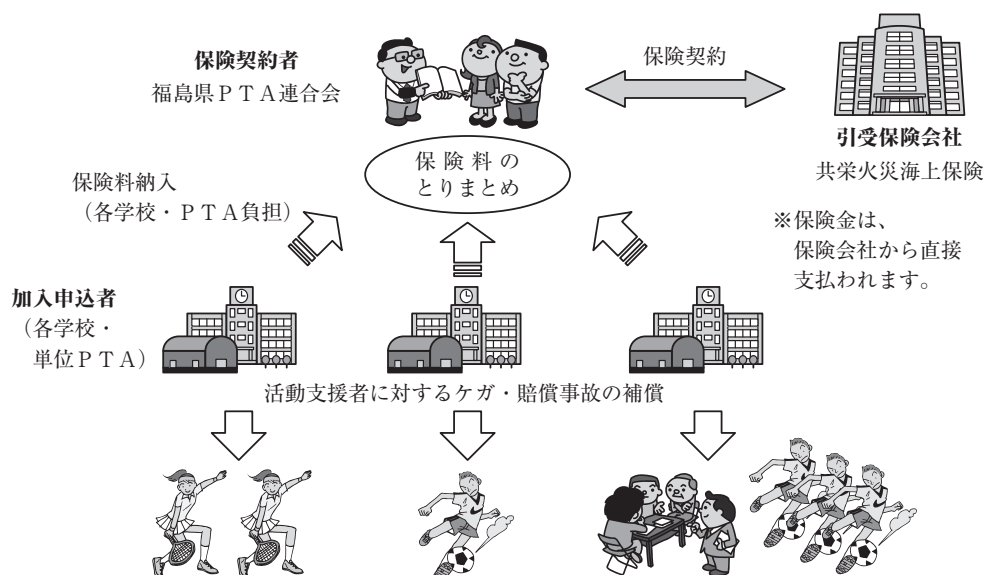
<引受保険会社> 共栄火災海上保険株式会社
東北支店 福島支社

TEL 024-554-3006

福島市飯坂町平野字三枚長1-1

<学校・PTA活動支援補償制度(国内旅行傷害保険包括契約)のご案内>

本制度は、福島県PTA連合会を保険契約者とし、各学校および単位PTA活動をご支援の皆様（活動支援者）を被保険者（保険の補償を受けられる方）として、「ケガ」と「賠償事故」について補償を行うものです。制度加入にかかる保険料は「加入申込者」（各学校または単位PTA）の皆様にご負担していただくことになります。



<制度の概要>

活動支援者（被保険者）が、学校・PTA活動支援の目的をもって、自宅を出てから帰宅するまでの間に、急激かつ偶然な外来の事故*によりケガをされた場合および活動支援者が偶然な事故により他人に対する法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。宿泊を伴う活動も補償の対象となります。なお、1回あたりの活動期間（住居を出発してから帰着するまでの期間）が1か月を超える場合はこの制度の対象とはなりません。

※急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性＝身体の外側からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

※すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

(学校およびPTA) 活動支援者とは

各学校または単位PTAより依頼を受け、かつ、承認をうけた方で、学校・PTAの主催・共催行事を支援される方をいいます。（PTAが主催・共催する活動においてのPTA父母会員・教職員の方々を除きます。）

◆ケガの補償

<保険金をお支払いする場合>

国内における活動支援中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合、保険金をお支払いします。（詳しくは「補償の概要」をご覧ください。）

- 活動中に階段から落ちてケガをした。
- 活動支援の目的をもって自宅を出て、目的地に向かっている途中または帰宅途中に交通事故に遭った。
- 宿泊を伴う活動で、旅館に滞在中火事になりケガをした。

【お支払いする保険金】

死亡・後遺障害のほか、入院・通院についても補償します。

また、所定の手術を受けた場合「手術保険金」（入院中の手術3万円、入院中以外の手術1.5万円）をお支払いします。

<保険金をお支払いできない主な場合>

自宅出発前や自宅帰着後の事故、海外での事故、故意・重大な過失、自殺、病気……など

◆賠償責任の補償

<保険金をお支払いする場合>

国内における活動支援中に、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり紛失したりして法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。(詳しくは「補償の概要」をご覧ください。)

- 活動支援の最中に誤って他人にケガをさせてしまい、活動支援参加者個人が法律上の損害賠償責任を負った。
- 活動支援中、子どもがケガをして、引率している活動支援参加者個人として法律上の損害賠償責任を負った。

〔お支払いする保険金〕

偶発な事故に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合、その賠償金額と諸費用につき、保険金額を限度として保険金をお支払いします。

※諸費用とは……訴訟費用、弁護士報酬、損害の防止に要した費用などをいいます。

<保険金をお支払いできない主な場合>

他人からの借り物を壊した場合のその所有者への賠償責任
車両の所有、使用、または管理に起因する賠償責任……など

◆補償金額・会費（補償保険料込み）

1 支援活動(※)、1 名あたり

補 償 内 容		保 険 金 額
傷 害	死亡・後遺障害	300万円
	入院保険金日額	3,000円
	通院保険金日額	2,000円
賠償責任(特約)		1,000万円
会費(1活動・1名)		250円(234円)

()内は、保険料として保険会社に支払う金額で、差額は運営費となります。運営費は、本制度が健全に運営し、発展するために必要な諸経費(会議費、普及活動費、通信費等)です。

上表のほか、所定の手術を受けた場合、手術保険金(入院中の手術3万円、入院中以外の手術1.5万円)があります。

※ 1泊2日以内の支援活動の場合です。これを超える活動がある場合は保険料が異なりますのでご照会ください。

【保険料のお支払いについて】

本制度の保険料のお支払いは、加入申し込み時にその年の活動見込による「暫定保険料」をお支払いいただき、保険期間終了後、期間中の活動実績による「確定保険料」と「暫定保険料」との差額を精算する方式(確定精算)となっております。

- ① 暫定保険料
年間活動予定(見込み)回数、活動参加者見込み数に応じた暫定保険料をお支払いいただきます。
- ② 実績通知
加入期間中は、毎月末日までの1か月間の実績をとりまとめ、翌月10日までに所定の通知書により通知していただきます。(実績がない場合も通知していただく必要があります。計12回の通知をしていただきます。)
- ③ 確定保険料
保険期間終了後、期間中の通知に基づいて計算した毎月の保険料の合計額(確定保険料)と、暫定保険料との間で差額を精算(確定精算)させていただきます。

(加入手続き)

所定の「学校・PTA活動支援補償制度加入申込書」に必要事項を記入の上、福島県PTA連合会事務局へ申込みください。

なお、ご加入の際には加入申込書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

■保険料領収前に生じた事故

暫定保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

万一事故が発生したときは、すみやかにPTA連合会事務局にご連絡ください。

【補償の概要】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	被保険者（保険の補償を受けられる方）が学校・P T A活動支援の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの日本国内 ^(※1) における旅行行程（以下「旅行行程」といいます。）中に、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)すでに支払った後遺障害保険金額がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ご加入者、被保険者（保険の補償を受けられる方）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ けんかや自殺、犯罪行為を行うことによるケガ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ 妊娠、出産、流産、産後、外科的手術などの医療処置によるケガ 戦争、内乱、暴動などによるケガ^(※4) ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング（登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングは含みません）、リージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合は除きます）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ 自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見^(注)のないものなど
後遺障害保険金	被保険者（保険の補償を受けられる方）が旅行行程中に事故によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 (注)保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷入院保険金	被保険者（保険の補償を受けられる方）が旅行行程中に事故によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数をお支払いします。（180日限度） (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	
害手術保険金	被保険者（保険の補償を受けられる方）が旅行行程中に事故によりケガ ^(※2) をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に、病院または診療所において所定の手術 ^(※3) を受けられた場合	入院中（注）に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍を手術保険金としてお支払いします。 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。 (注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	(注)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
通院保険金	被保険者（保険の補償を受けられる方）が旅行行程中に事故によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院保険金日額×通院日数（90日限度）をお支払いします。 (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位 ^(※5) を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等 ^(※6) を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	
賠償責任（特約）	被保険者本人（保険の補償を受けられる方）が、旅行行程中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものに損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 (注1)次の損害を含みます。 ・ホテル・旅館等の宿泊施設の客室や客室内の動産の損壊や紛失にかかる損害 ・客室外におけるセイフティボックスのキー・ルームキーの損壊や紛失にかかる損害 (注2)被保険者本人が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含みます。ただし、責任無能力者の方の事故に限りです。	損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額をお支払いします。 (注1)損害賠償金は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ引受保険会社にご相談ください。 (注3)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。 (注4)訴訟費用等は損害賠償金が賠償責任保険金額を上回る場合には賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いとなります。	<ul style="list-style-type: none"> ご加入者または被保険者（保険の補償を受けられる方）の故意による損害賠償責任 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 戦争、内乱、暴動等による損害賠償責任^(※4) 職務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） 被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 受託品に対する損害賠償責任（ただし、ホテル等の宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。） 心神喪失に起因する損害賠償責任 自動車等の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 など

(※1) 乗客として搭乗している航空機または船舶（日本国外に寄港する予定のものを除きます。）が通常の航路により日本国外を通過する場合または当該航空機もしくは船舶に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合は、日本国外における事故も含みます。

(※2) 「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。また、他の傷害保険とは異なり「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒」も含みます。

(※3) 対象となる手術は以下の①・②とします。
① 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。
② 先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

(※4) 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガ、損害賠償責任は補償の対象となります。

(※5) 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨（ろっこつ）、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

(※6) ギブス、ギブスシャレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、サポーター等は含みません。

重要事項説明書

契約概要のご説明

(国内旅行傷害保険)

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。また、ご不明な点については、引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 学校・PTA活動支援補償制度の仕組み

この制度は、福島県PTA連合会を保険契約者とし、この保険制度に参加を希望する学校または単位PTAの活動をご支援する皆様（活動支援者）全員を被保険者（保険の補償を受けられる方）とする国内旅行傷害保険契約により運営されます。

(2) 商品の仕組み

この制度で適用される保険では、被保険者が学校・PTA活動支援の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間（日本国内に限ります。）に生じた様々な急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをされたり、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

(3) 補償内容

①保険金をお支払いする場合

パンフレットの「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。

②保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットの「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

(4) セットできる主な特約とその概要

この制度では、学校・単位PTAごとに任意でセットすることができる特約はありません。

(5) 保険期間（保険のご契約期間）

保険期間（保険のご契約期間）は、ご契約の始期から1年ですが、保険が適用されるのは、被保険者（保険の補償を受けられる方）が、学校・PTA活動支援の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間です。なお、1回あたりの活動期間（住居を出発してから帰着するまでの期間）が1か月を超える場合は、この制度の対象とはなりません。ご契約の始期については、福島県PTA連合会におけるとりまとめ日（締切日）後の所定の日となりますのでパンフレット等でご確認ください。

(6) 引受条件（ご契約金額等）

ご契約金額の設定につきましては、以下の点にご注意ください。実際にご加入いただくご契約金額については、パンフレットでご確認ください。

①ご契約金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。

②入院保険金、通院保険金にはそれぞれ他の補償項目のご契約金額との関係で上限が定められます。

③ご契約金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

2. 保険料

保険料はご契約金額・実際に行う学校・PTA活動支援の期間（活動1回あたりの期間です。）などにより決定されます。実際にご加入いただく保険料はパンフレットでご確認ください。

3. 保険料の支払方法について

本制度の保険料のお支払いは加入申込時にその年の活動見込による「暫定保険料」をお支払いいただき、保険期間終了後、毎月の活動実績による「確定保険料」と「暫定保険料」との差額を精算する方式（確定精算）です。実際にご加入いただく暫定保険料のとりまとめ方法についてはパンフレットでご確認ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 脱退時の返れい金の有無

この制度から脱退される場合は、パンフレット記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、その時までの活動実績に基づく確定保険料と暫定保険料との間で差額を精算します。詳しくは引受保険会社までお問い合わせください。

重要事項説明書

注意喚起情報のご説明

(国内旅行傷害保険)

ご加入に際してお客さまにとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。また、ご不明な点については、引受保険会社までお問い合わせください。

1. クーリングオフ制度

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、この保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入の際は、ご加入内容を十分にご確認ください。

2. 告知義務等

ご加入時における注意事項（加入申込書の記載上の注意事項）

ご加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では加入申込書に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

3. ご加入時における注意事項

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

4. ご加入後における留意事項

(1) 事故が発生した場合は、すみやかにパンフレット記載の連絡先までご連絡ください。

(2) ご加入者の住所などを変更される場合には、パンフレット記載の連絡先までご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

(3) ご加入者と異なる方を被保険者とする契約において、この保険の被保険者となることについて同意をしていなかった場合など一定の条件に該当するときは、その被保険者は保険を解除することを求めることができます。

被保険者から解除の請求があった場合には、すみやかにパンフレット記載の連絡先までご連絡ください。

5. 保険責任の開始日時

保険責任は保険期間の初日の午前0時に開始します。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットの「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

7. 保険契約の無効・取消し・失効

(1) ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険に加入された場合は、保険は無効となります。この場合は、保険料は返還しません。

(2) ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険に加入された場合は、保険の取消しをさせていただきます。この場合は、保険料は返還しません。

(3) ご加入後に被保険者が死亡された場合は、保険は失効となります。この場合は、未経過期間に応じた保険料を返還します。ただし、死亡保険金をお支払いした場合には、その部分にかかる保険料は返還しません。

8. 重大事由による保険契約の解除

ご加入後に次の事由が生じた場合には、保険を解除することがあります。また、その場合、保険金もお支払いできません。

①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガを生じさせたことまたは生じさせようとしたこと

②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと

③ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること

④他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反するおそれがあること

⑤上記①～④のほか、ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

ご加入内容の確認事項

～お申込みいただく前にご確認いただきたい事項～

本確認事項は、学校または単位PTAが今回お申込みされる保険契約について、

- ◆ご希望を満した内容となっていること
- ◆加入申込書の内容が正しく記載されていること

などをご確認させていただくためのものです。

お手数ですが、「重要事項説明書」や「パンフレット」を参照しながら、加入申込書に記載された内容について再度ご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

【ご確認いただきたい事項】

1. この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - ①補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
 - ②補償の内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）・特約の内容
 - ③保険金額（ご契約金額）
 - ④保険期間（ご契約期間）
 - ⑤保険料・お支払方法（払込方法）
 - ⑥被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲
2. 加入申込書の記載内容に誤りがないかご確認ください。
3. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご不明な点がないかご確認ください。

●「補償重複」について

「賠償責任補償特約」につきましては、お客さまやご家族の方をご契約者とした「同様の補償を行う他の保険契約（共済契約を含みます）、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認のうえ、ご契約ください。

（注）確認いただいた結果、特約の削除等によって重複状態を整理し、特定のご契約のみでの補償内容とする場合には、そのご契約を解約されたり、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により、補償がなくなったり、補償の対象者の範囲が変わることがありますのでご注意ください。

お申込みいただいた後には…

●代理請求制度について

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により引受保険会社に申請いただき、引受保険会社の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。